

矢田野小学校いじめ防止基本方針

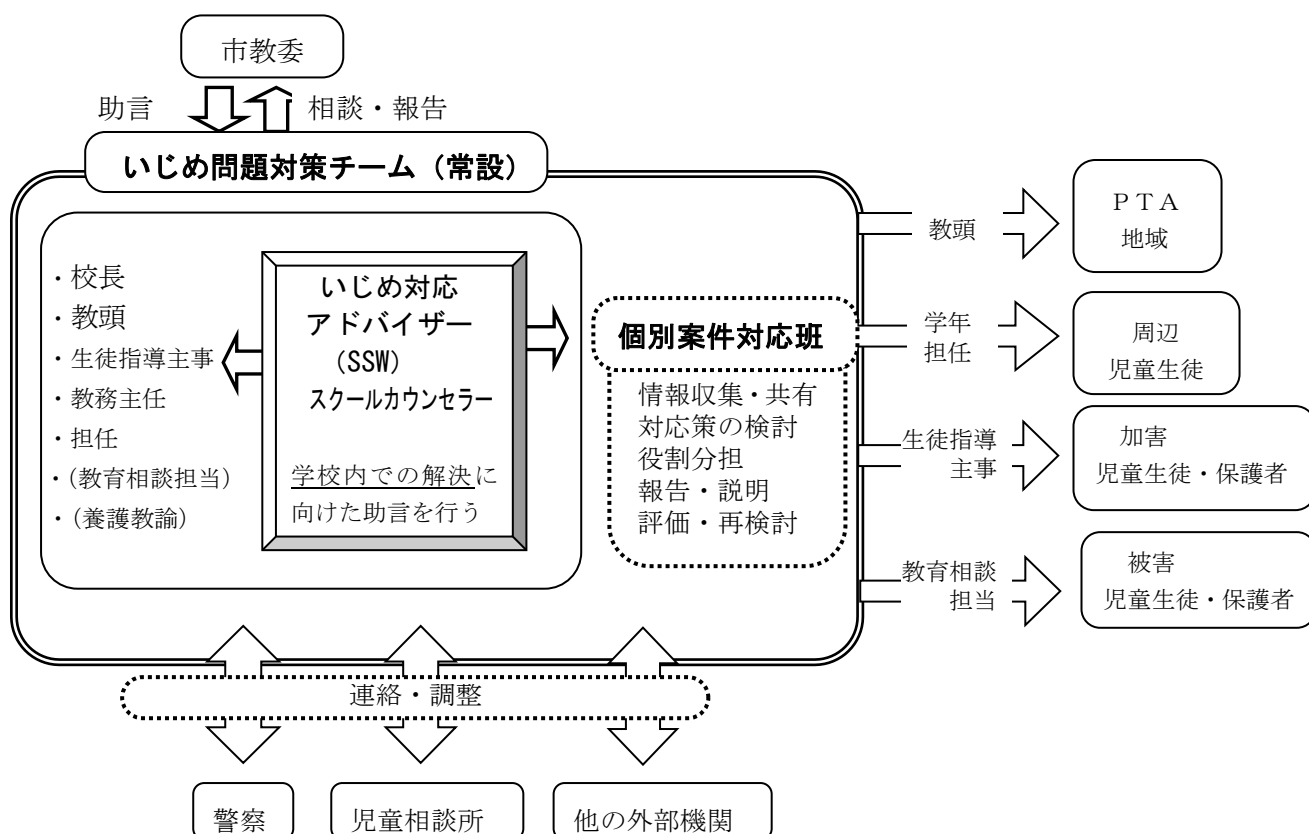
本方針は、人権尊重の理念に基づき、本校に通う全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1. いじめ防止に向けての基本姿勢

「いじめは、どの学校・どの学級・どの子でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために「いじめ」に対する以下の6つのポイントを全教職員で共有する。

- ① 日々の行動観察を十分に行い、いじめを生み出すような言動には対しては即座に指導し、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童に関する情報を学年間（毎週金曜の学年会等）、職員間で常に共有を図る。
- ③ 児童一人一人の自己有用感を高める教育活動を推進する。
- ④ 発達支持的生徒指導を意識した児童への関わりや、生徒指導の4つの視点を生かした学級づくり・授業づくりに努め、いじめの未然防止を図る。
- ⑤ いじめの早期発見・早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、いじめ問題対策チームを中心に、市教委等の関係機関と協力をして、解決にあたる。
（決して一人で抱え込まない。一人に対応することは、いじめ防止対策推進法の法令違反にあたる。）
- ⑥ 学校と家庭が協力して、事前事後指導にあたる。

2. いじめ問題対策チームの構成員と対策チームの役割



3. いじめの未然防止に関する具体的方策について

- ① 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、発達支持的生徒指導を意識した関わりや生徒指導の4つの視点を生かした学級づくり・授業づくりを心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てるように努める。
- ② 学級活動の時間には、クラス会議を推進し、児童の主体的な学級づくりの推進や共感的人間関係を育成に努める。
- ③ 道徳の時間には命の大切さについて年間計画に沿って指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを伝え、いじめは絶対に許されないことを指導する。
- ④ 2か月に1回程度縦割り活動をすすめ、異学年と交流することで高学年の自己有用感を高める。その中で高学年は低学年を思いやる心、低学年は高学年を敬う心を育成する。
- ⑤ 学級活動や人権集会などの取り組みを通して、誰もがみんなに認められ、つながっていることを実感し、自身が大切な存在であることに気づかせる。

4. いじめの早期発見・早期解決に向けて

- ① いじめの早期発見のために、以下のような様々な手段を講じる。
 - ・全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な行動観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないように情報を交換し合う。
 - ・気になる児童がいる場合には、学年間や生徒指導部会等、児童理解の会の場で気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
 - ・様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に声かけを行い児童に安心感をもたせるとともに、いじめ問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、スクールカウンセラー等も活用し、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
 - ・学校生活アンケートと様々な先生方との面談を年2回に行い、児童の悩みの状況や人間関係を把握する。
 - ・6月、10月、2月の年3回、「いじめアンケート」を行う。その結果をもとに面談し、児童の状況を細かく把握する。
- ② いじめの早期解決のために、全職員が協力・連携して問題の解決にあたる。
 1. いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込まず、生徒指導主事がいじめ問題対策チームの招集を学校長に助言する。
 2. 学校長とトップとしたいじめ問題対策チームを開き、対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 3. 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 4. 学校内だけでなく市教委等の外部機関や専門家と協力をして解決にあたる。
 5. いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

5. いじめに対する措置

- ・いじめに関する情報を把握した場合には、**特定の教員で抱えこまず、いじめ問題対策チームで協議する。**
- ・在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに概要を市教委に報告する。
- ・いじめの事実を確認した場合には、**徹底して被害児童を守る。加害児童に対しては、当該児童の成長を願い、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。**
- ・保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6. 年間計画

	生活アンケート	いじめアンケート	児童理解の会
4月	↓ ・気になる児童 前担任から引き継ぎ	↓ ・気になる児童 前担任から引き継ぎ	実施 共通理解
5月	実施 様子観察 ・気になる児童	↓ 様子観察	実施 支援計画
6月	↓ 個別面談 不安解消	実施	実施 共通理解
7月	様子観察	↓ ・気になる児童 個別面談 不安解消	↓ 支援
8月	前期の取り組み を評価→2学期 以降に修正	↓ 様子観察	実施 共通理解 支援計画
9月	↓	↓	実施
10月	実施	↓	↓ 支援
11月	↓ ・気になる児童 個別面談 不安解消	実施	実施
12月	様子観察	↓ ・気になる児童 個別面談 不安解消	↓ 共通理解 支援計画
1月	2学期の取り組み を評価・検証 →3学期以降に 活かす	↓ 様子観察	実施
2月	↓	実施	↓ 支援
3月	↓	↓ ・気になる児童 個別面談、不安解消、 様子観察	実施 共通理解 支援計画 引き継ぎ

※臨時的にアンケートを行うことがある。